入札談合等関与行為の防止について

**資料８**

雲南市では入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に基づき、下記の取り組みを実施いたします。

|  |
| --- |
| **執務室内への入室を制限させていただきます。** |

* 事業者様の執務室内へのむやみな入室は、法第2条第5項に規定する行為として誤解を招く恐れがありますので、自粛願います。
* 職員に御用の際は、担当職員をお呼び出し下さい。
* 営業行為として行われる名刺の配布は課長以上とし、名刺受けにお願いします。

|  |
| --- |
| **入札を予定する工事への問い合わせ等は正規の手続きによりお願いします。** |

* 入札案件への質疑等は正規手続きによるもののみ回答いたします。
* 事業者様で作成された見積書の確認は一切いたしません。

（ただし、事業者様へ見積りを依頼した場合は除きます）

平成27年4月1日

雲南市長　速水雄一

■**入札談合等関与行為に該当する行為**（法第2条第5項）

|  |
| --- |
| この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。  二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。  三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって**秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示**し、又は示唆すること。  四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。 |